

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
行 行政局
文 書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

令和8年2月17日

北海道知事 鈴木直道

目次

告 示		ページ
○道営土地改良事業計画の決定	(農業施設管理課)	44
○道営土地改良事業変更計画の決定	(農業施設管理課)	44
○土地改良法による道営換地処分(2件)	(農業施設管理課)	44
○土地改良法による国営換地処分	(農業施設管理課)	44
○知事権限に係る保安林の指定の予定	(治山課)	45
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定	(治山課)	45
○道路の区域の変更及び供用の開始	(維持管理防災課)	45
道立衛生研究所告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示		45
道教育庁教育局告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示(2件)		46
道人事委員会規則		
○給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則		46
○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則		47
○義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則		47

告 示

北海道告示第59号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、道営土地改良(駒ヶ岳地区(農業用排水施設))事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道渡島総合振興局のウェブサイトにおいて、令和8年2月18日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。)を被告として、当該計画の取消しの訴えを提起することができる。

北海道告示第60号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、令和8年2月18日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。)を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和8年2月17日

北海道知事 鈴木直道

地区名	事業の種類	縦覧場所
余市川第2	農業用排水施設	北海道後志総合振興局のウェブサイト
発足・前田	同	同
中央美和	農業用排水施設、区画整理、客土、暗渠排水	北海道オホーツク総合振興局のウェブサイト
清里第2	区画整理、客土、暗渠排水、除磔	同

北海道告示第61号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、美唄市峰延第2地区の換地処分をした。

令和8年2月17日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第62号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、上富良野町東中東部地区東中倍本換地区の換地処分をした。

令和8年2月17日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第63号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、ニセコ町ニセコ地区川北工区の換地処分をした。

令和8年2月17日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第64号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和8年2月17日

北海道知事 鈴木直道

- 保安林予定森林の所在場所 函館市日浦町245の1（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第65号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和8年2月17日

北海道知事 鈴木直道

- 解除予定保安林の所在場所 山越郡長万部町字豊津270の1・270の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 鉄道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び長万部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第66号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年2月17日

北海道知事 鈴木直道

- 道路の種類 道道
- 道路の路線名及び区域

路線名	区	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
礼文停車場線	虻田郡豊浦町字礼文華160番6地先から 同郡豊浦町字礼文華162番20地先まで	前	11.90mから 12.55mまで	100.00m	—
		後	11.90mから 102.37mまで	100.00m	—
襟裳公園線	幌泉郡えりも町字えりも岬58番1地先から 同郡えりも町字えりも岬55番1地先まで	前	14.25mから 16.40mまで	100.00m	—
		後	14.25mから 30.00mまで	100.00m	—

道立衛生研究所告示

北海道立衛生研究所告示第1号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和8年2月17日

北海道立衛生研究所長 曾根智史

- 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量
北海道立衛生研究所ほかで使用する電力（高压電力（一般））
 - 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 730kW
 - 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 3,002,600kWWh
- 落札を決定した日
令和8年2月5日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏名 UNIVERGY株式会社
 - 住所 東京都港区六本木3丁目16番26号
- 落札金額

- (1) 1の(1) 1,201.43円
(2) 1の(2) 19.70円
5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

6 一般競争入札の公告
令和7年12月26日付け北海道立衛生研究所告示第35号

- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道立衛生研究所企画総務部
(2) 所在地 札幌市北区北19条西12丁目

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁石狩教育局告示第12号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和8年2月17日

北海道教育庁石狩教育局長 行 徳 義 朗

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
(1) 入札番号1 パーソナルコンピュータ（札幌視覚支援学校臨床事務用） 2台
(2) 入札番号2 パーソナルコンピュータ（新篠津高等養護学校教務用） 3台
2 落札を決定した日
令和8年1月30日
3 落札者の氏名及び住所
(1) 1の(1)
ア 氏 名 北海道オフィス・マシン株式会社
イ 住 所 札幌市中央区大通西16丁目3番地
(2) 1の(2)
ア 氏 名 有限会社共立電子
イ 住 所 岩見沢市7条西20丁目1番地12
4 落札金額
(1) 1の(1) 398,750円
(2) 1の(2) 222,750円
5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
6 一般競争入札の公告
令和7年12月19日付け北海道教育庁石狩教育局告示第136号

- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁後志教育局告示第2号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和8年2月17日

北海道教育庁後志教育局長 岡 内 誠

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
デスクトップ型パーソナルコンピュータ 一式 1台
2 落札を決定した日
令和8年2月5日
3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社ときわ事務器
(2) 住 所 小樽市稲穂4丁目15番6号
4 落札金額
330,000円
5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
6 一般競争入札の公告
令和7年12月26日付け北海道教育庁後志教育局告示第67号
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

道 人 事 委 員 会 規 則

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月17日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則7-1498

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（北海道人事委員会規則7-188）の一部を次のように改正する。
別表第2の備考1中「12,200円」の次に「と、「13,100円」とあるのは「13,300円」
を加え、同表の備考2中「11,800円」の次に「と、「12,700円」とあるのは「12,900

円」を加える。

別表第3の備考1中「10,200円」の次に「と、「12,500円」とあるのは「12,600円」を加え、同表の備考2中「10,000円」の次に「と、「12,200円」とあるのは「12,300円」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給料の調整額に関する規則の規定は、令和8年1月1日から適用する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月17日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則7-1499

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-267）の一部を次のように改正する。

別表第2エの表4級の部中「113,800円」を「114,700円」に、「102,400円」を「103,200円」に、「91,000円」を「91,800円」に、「79,600円」を「80,300円」に、「68,300円」を「68,800円」に、「73,900円」を「74,600円」に改める。

別表第2オの表4級の部中「109,600円」を「110,600円」に、「98,600円」を「99,500円」に、「87,700円」を「88,500円」に、「76,700円」を「77,400円」に、「65,800円」を「66,400円」に、「71,200円」を「71,900円」に改める。

別表第3エの表4級の部中「74,400円」を「75,000円」に、「63,700円」を「64,300円」に、「69,000円」を「69,700円」に改める。

別表第3オの表4級の部中「72,600円」を「73,300円」に、「62,200円」を「62,800円」に、「67,400円」を「68,000円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の管理職手当に関する規則の規定は、令和8年1月1日から適用する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月17日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則7-1500

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-462）の一部を次のように改正する。

第3条第2項各号列記以外の部分中「前項」を「前2項」に、「当該各号に定めるところによる」を「これらの規定による額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする」に改め、同項第1号から第3号までの規定中「前項中「定める額」とあるのは、「定める額に」及び「乗じて得た額」とする。」を削り、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 学級（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校の学級に限り、学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条に定める特別支援学級を除く。）を担当する業務を分掌する職員（以下「学級担任」という。）の義務教育等教員特別手当の月額、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、3,000円を加算した額とする。

別表第1の備考を備考1とし、同表の備考に次のように加える。

2 学級担任のうち、1つ又は複数の学級を複数の職員が担任する場合の当該職員に対する加算額は、人事委員会が別に定める。

別表第2の備考を備考1とし、同表の備考に次のように加える。

2 学級担任のうち、1つ又は複数の学級を複数の職員が担任する場合の当該職員に対する加算額は、人事委員会が別に定める。

附則第2項中「第3条第1項」の次に「及び第2項」を加え、「同項中」を「同条第1項中」に改め、「得た額」の次に「と、同条第2項中「加算した額」とあるのは、「加算した額に100分の70を乗じて得た額」を加える。

附則第3項中「第3条第2項第2号」を「第3条第3項第2号」に改め、「同条第1項」の次に「及び第2項」を加え、「同条第2項第2号」を「同条第3項第2号」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和8年1月1日から適用する。

2 令和8年1月1日から同年3月31日までの間に限り、改正後の規則第3条第2項に規定する業務について学級担任と同等に行っている職員として任命権者が認めるものの義務教育等教員特別手当の月額は、改正後の規則の規定にかかわらず、同条第1項の規定による額に、任命権者が定める額を加算した額とする。